

特集

アレルギー疾患対策

1966年に石坂公成・石坂照子両先生が、花粉症などのアレルギー疾患の原因物質IgE(免疫グロブリンE)の発見を発表してから、ほぼ半世紀が過ぎた2014年の国会でアレルギー疾患対策基本法は成立し、2015年12月25日に施行されました。

アレルギー疾患は、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎や結膜炎、食物アレルギーなど病態が非常に多様であり、かつ、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層にわたって罹患者の多い疾患です。患者一人一人のライフステージの中で複数のアレルギー疾患を合併し、症状の増悪、軽快、再発などを不定期に繰り返すため、保育所、学校、職場などのさまざまな場面で日常生活に多大な影響を及ぼしています。しかし、地域によっては適切な相談体制や医療体制の整備が進んでいなかったことから、アレルギー疾患対策基本法が制定され、2017年3月には同法に基づいて厚生労働大臣が「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(以下、基本指針)を策定・公表しました。

基本指針には、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発、発症予防や重症化予防の推進、質の高い医療提供体制の整備と均てん化、相談体制の充実、学校や保育所、職場、高齢者施設、障害者支援施設などでの適切な支援、それを支える教員、保健師、管理栄養士、調理師などの教育研修、戦略的な研究の推進などが盛り込まれています。

本特集は、わが国におけるアレルギー疾患対策の現状と課題、基本指針に基づく施策の方向性を理解いただくため、企画をしました。最近の公衆衛生関連学会で発表の多い領域の話題を取り上げ、専門の先生方から解説と提言をいただいています。

(「公衆衛生」編集委員会)